

令和7年度 ナノテラス利用料減免制度について

1 ナノテラス利用料減免制度とは？

中小企業様が、研究開発や自社課題の解決等に際し、ナノテラスを利用する際、利用料の一部が減免される制度です。

宮城県、一般財団法人光科学イノベーションセンター、仙台市、東経連ビジネスセンターが連携して実施する事業です。

2 対象企業

以下の①②の要件を全て満たしていること

- ①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
又はこれに準ずる事業主であること
- ②以下のいずれかに該当すること
 - ・NanoTerasuシェアリング2000（地場企業の利用）によりナノテラスを利用すること。
 - ・ものづくりフレンドリーバンク制度によりナノテラスを利用すること。

3 減免額

区分	減免額
宮城県内に本社を有する企業	19,950円/H
宮城県外に本社を有する企業	13,300円/H

4 施設利用期間

令和7年4月から令和8年2月まで

5 利用料金の減免を受けるには？

①「NanoTerasuシェアリング2000」を利用する場合

ナノテラスの利用日が決定した後（予約確定後）施設を利用する前日までに、「ナノテラス利用料減免申込書（NanoTerasuシェアリング2000用）」を仙台市の窓口へ提出してください。

ナノテラス利用後、一般財団法人光科学イノベーションセンターから利用料金が請求される際に、利用料が減免された請求書が送付されます。

②「ものづくりフレンドリーバンク」を利用する場合

ナノテラスの利用日が決定した後（予約確定後）施設を利用する前日まで、「ナノテラス利用料減免料申込書（ものづくりフレンドリーバンク用）」を東経連ビジネスセンターの窓口へ提出してください。

ナノテラス利用後、一般財団法人光科学イノベーションセンターから料金が請求される際に、利用料が減免された請求書が送付されます。

6 令和7年度の減免申込みについて

ナノテラスの利用日確定後、利用日の前日までに、該当窓口へ「減免申込書」を提出。

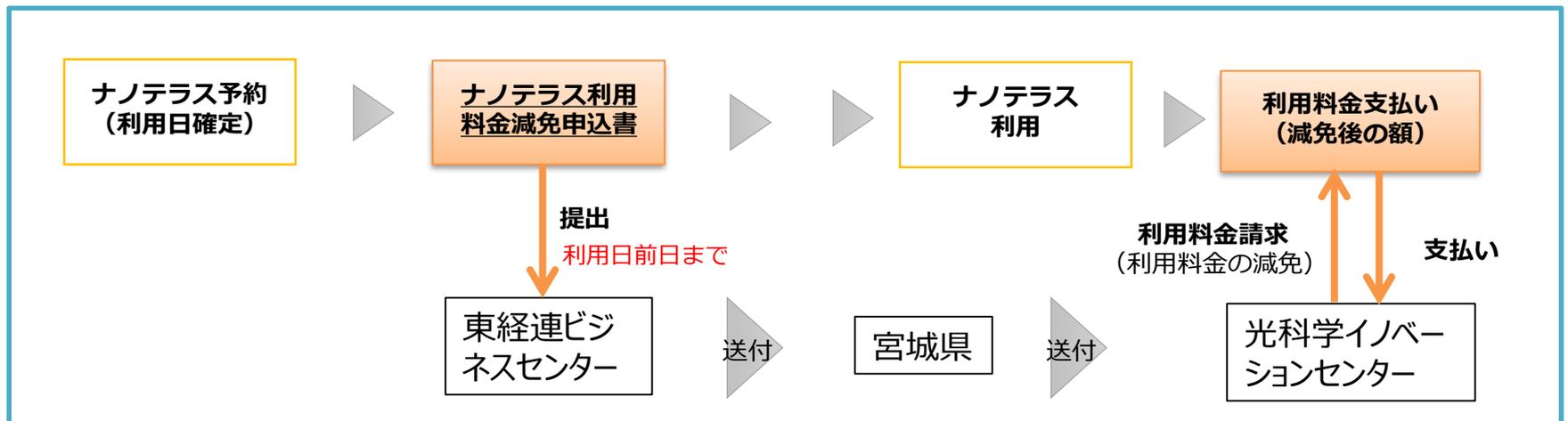
利用区分	提出窓口
NanoTerasuシェアリング2000利用	仙台市経済局イノベーション推進部産業集積推進課
ものづくりフレンドリーバンク利用	東経連ビジネスセンター

令和7年度 ナノテラス利用に係る利用料の減免制度について

① NanoTerasuシェアリング2000（仙台市）を活用してナノテラスを利用する場合



② ものづくりフレンドリーバンク（MFB）の利用枠により利用する場合



令和7年度 ナノテラス利用に係る利用料の減免制度について

7 減免制度利用に係る留意事項

- 利用料の減免は、令和7年4月から令和8年2月までにナノテラスを利用した場合に限ります。翌年度等への繰り越しはできません。
- 利用料の減免は予算の範囲内において申込順で実施されます。減免決定通知等の送付はありませんので、御了承願います。
なお、予算上限に達した場合、申込書の受付を停止いたします。

8 問い合わせ先

ナノテラス利用料の減免に関すること	宮城県 経済商工観光部 新産業振興課 産学連携推進班	TEL : 022-211-2721 E-mail:shinsanr@pref.miyagi.lg.jp
NanoTerasuシェアリング2000に関する こと	仙台市 経済局 イノベーション推進部 産業集積推進課	TEL:022-214-3154 mail:kei008070@city.sendai.jp
ものづくりフレンドリーバンクに関すること	東経連ビジネスセンター	TEL : 022-397-9098 E-mail:mfb@tokeiren.or.jp
ナノテラス利用料金の請求に関すること	一般財団法人 光科学イノベーションセンター	TEL : 022-752-2210 E-mail: coalition@phosic.or.jp

9 Q&A

Q 申込書を提出した全ての企業が減免を受けられるのか。

A 県内企業様と県外企業様で減免される金額が異なるため、申込状況によりますが、希望する企業様が減免を受けられるよう準備をしております。仮に、予算上限に達した場合は、減免申込書の受付を停止することとしておりますので、早めの施設利用のご検討、申込書の提出をお願いいたします。

なお、減免申込書の受付状況については、申請書提出窓口にご確認ください。

Q ナノテラス利用後に「利用料減免申込書」を提出することは可能か。

A 減免申込書は、ナノテラスの利用予約が確定した後、施設利用日前日までに提出をお願いいたします。

なお、利用日の同月内であれば、場合により、ナノテラス利用後の提出も可能です。該当窓口までご相談ください。

Q ナノテラスの利用について、諸事情によりキャンセルした場合の取扱いはどうか。

A キャンセル料は減免制度の対象となりませんので、企業様でご負担ください。

なお、キャンセル後、新たに予約をした場合は、改めて「利用料減免申込書」を御提出ください。

9 Q&A (つづき)

Q 1回の利用（予約）の中で、減免を受けたい測定と減免を受けない測定を行うことは可能か。

A 利用料の減免は、1回の利用（予約）に対して行います。そのため、減免を受けたい測定と減免を受けない測定を1回の利用（予約）で実施した場合、「減免をする」又は「減免をしない」のいずれかの対応となります。減免を受けたい測定については、他の測定と利用日時（予約日時）を別にしてください。